

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度民生委員・児童委員研修等業務
発 注 課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>民生委員法では、民生委員に対して一定の区域ごとに協議会の設置が義務付けられており、協議会の任務として、必要な資料及び情報を集めることや必要な知識及び技術の修得をさせることが定められている。また、自治体に対しては民生委員の指導訓練を実施することが定められている。</p> <p>札幌市においては、札幌市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の事務局を、市民児協会則に基づき札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が担っており、市社協は、市民児協が行う各事業の企画調整を行っている。</p> <p>また、市社協は、全国組織である全国社会福祉協議会の構成団体であるが、全国社会福祉協議会は全国民生委員児童委員連合会の事務局を担っているため、民生委員活動の支援における最新の情報や他都市の状況等を把握することが可能である。</p> <p>以上の点から、市社協は、民生委員活動や地域福祉における民生委員の役割について高度な知識を有しているとともに、全国規模のネットワークを活用して情報収集を行うなど、他団体では持ちえないノウハウを持っており、札幌市が実施する当該研修を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和6年3月7日